

6月定例会は6月4日から6月20日までの17日間の会期で開かれ、市長提出議案のほか選挙、意見書など、計35議案が審議されました。
また、一般質問は12名の議員から38項目の通告により3日間の日程で行われました。

主な条例・事件議案 《条例3件・事件2件》

第48号 武雄市税条例の一部を改正する条例
先端設備等導入計画により中小企業が設備投資の固定資産税に3年間の特例を設けるもの。

第49号 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
放課後児童支援員になるための基礎資格の要件を改正するもの。

予算議案 《1件》

第52号 平成30年度武雄市一般会計補正予算(第2回)
補正後の予算総額 232億9851万3千円(対前年度比 9.3%減)

[歳出予算の主な事業]

- ありがとう秋田竿燈まつり市民訪問団 実行委員会補助金 350万円
- 武雄児童クラブ施設耐震診断等業務委託 330万3千円
- 産地パワーアップ事業費補助金 1億1168万8千円
- 武雄公民館事務所改修工事 217万1千円

第50号 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例
都市公園に設ける運動施設割合を、実情に応じて定めるもの。

このほか、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更に係る協議についてなど、2件について審議されました。

▷いずれも原案のとおり可決されました。

人事案件 《19件》

第53号 農業委員会委員の任命について

第71号
中尾 和則 氏(武雄町) 末藤 良郎 氏(武雄町)
富永 光男 氏(武雄町) 中島 薫 氏(橋町)
中村 和仁 氏(橋町) 中村 一明 氏(朝日町)
田代 了三 氏(朝日町) 松尾 隆雄 氏(若木町)
向井 健作 氏(若木町) 川口 敏広 氏(武内町)
古川さゆり 氏(武内町) 稲富 守 氏(東川登町)
佐佐木幸夫 氏(東川登町) 永石 芳彦 氏(西川登町)
山下 英喜 氏(西川登町) 川内 正美 氏(山内町)
山口 武美 氏(山内町) 相原 経憲 氏(北方町)
岩橋 久美 氏(北方町)

▷議会は、上記任命に同意しました。

選挙 《1件》

第8号 武雄市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
選挙の結果、下記の方が当選されました。

[武雄市選挙管理委員会委員当選人]

大宅 敏治 氏(山内町) 末次 隆裕 氏(北方町)
山崎みち子 氏(武雄町) 諸岡 隆裕 氏(橋町)

[同補充員当選人]

第1順位 古川 正幸 氏(橋町)
第2順位 平山由美子 氏(武雄町)
第3順位 蒲地 則幸 氏(武雄町)
第4順位 本村 博史 氏(武雄町)

6月定例会の一般質問は、次の質問項目で行われました。

6月11日(月)

山口 昌宏

1. 新年度に向けて市長の方向性
2. 市長の政治姿勢について

松尾 陽輔

1. 武雄市の方向性について
2. 防災・減災・予防について
3. 平成30年度高齢者福祉計画について
4. 提案事業

山口 等

1. まちづくりについて
2. 道路行政について
3. 子育て支援について
4. 高齢者福祉対策について

江原 一雄

1. 教育行政
2. 国保行政
3. 環境行政
4. 農政について
5. 市長の政治姿勢について

6月12日(火)

上田 雄一

1. まちづくりについて

猪村 利恵子

1. にぎわいづくりについて
2. エリア開発について
3. 子育て政策について
4. 交通政策について

牟田 勝浩

1. ハブ都市構想について
2. 周辺部対策について
3. 道路交通行政について
4. 教育について

宮本 栄八

1. アセットマネジメント関係
2. 庁舎等の管理
3. 市内の道路整備
4. 競輪事業
5. 教育子育て

6月13日(水)

吉川 里己

1. 農業振興について
2. 教育行政について
3. 観光行政について

豊村 貴司

1. 人口減少、少子高齢社会への対応について
2. 高齢者福祉(養護老人ホーム)について
3. ITの活用について

池田 大生

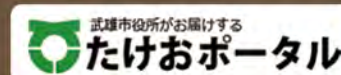
1. 市政運営について

川原 千秋

1. 公共交通政策について
2. 高齢者福祉について

武雄市議会のご案内

- 武雄市議会ホームページ <http://www.city.takeo.lg.jp/shisei/shigikai/>
市公式HP(たけおポータル)メニューの「武雄市議会」アイコン、または市議会バナーをクリック



- 文字通訳 <http://takeo.iscecj.ddo.jp>
本会議の概要を文字でお伝えするため、会期中インターネット上の専用サイトを開設し、本会議と同時進行で文字通訳の配信を行っています。
- 市議会の傍聴
本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。(12歳未満は議長の許可が必要です。) 議会活動を知る最も手近な方法ですので、ぜひ市役所の議場へおいでください。傍聴される場合は、傍聴者名簿に住所・氏名・年齢を記載し、傍聴規則を守ってください。傍聴規則などは市ホームページでご確認ください。

お問合せ 武雄市議会事務局 (電話)0954-23-9411 (FAX)0954-22-8166
(Eメール) gikai@city.takeo.lg.jp